

## 赤い羽根「新規ボランティア活動等」助成要領

社会福祉法人 山口県共同募金会

### (目的)

第1 この助成事業実施の目的は、次のとおりである。

- (1) 地域住民、グループ、団体が自発的に行う草の根活動を支援すること。
- (2) 福祉又は福祉に関連する保健、医療、教育等の分野におけるボランティア活動、非営利活動を行うグループ、団体が行う福祉に関わる活動を支援して新たな分野の福祉活動の発掘や育成をすすめること。

### (対象要件)

第2 ボランティア活動、非営利事業を行うグループ、団体の活動や事業で、次の要件を全て備えているもの

- (1) 原則として、助成を受けようとする活動・事業が公費助成等を受けておらず、実施しようとする活動・事業に要する資金の確保が困難とみられること。
- (2) そのグループ・団体が自主性・非営利・公開を原則としていること。
  - ・自主性……特定の企業、政党、宗教団体などから独立して運営、活動していること。
  - ・非営利……その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
  - ・公開……活動・事業の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。
- (3) 事業運営について、特定個人の影響を受けないこと。
- (4) 助成を受けようとする活動や事業を行うグループ、団体が、原則として、地元社会福祉協議会等の推薦を受けられるものであること。
- (5) その団体等が活動を始めてから3年以内であること。

### (助成対象の事業)

第3 4月1日から翌年3月末日までの間に実施する次に掲げる事業(介護保険法に基づく事業及び慰問など趣味的活動の延長としての事業は除く。)の費用

- (1) 対象者に対する直接的なサービス・支援事業等
- (2) 事業実施に必要な器材等の購入事業
- (3) 各種啓発行事、講演、研修事業等(ただし、スタッフ等の飲食代、人件費などは対象外とする。)
- (4) その他、配分委員会が必要と認める事業等

### (助成額)

第4 助成は一団体一事業とし、総事業費の4/5以内で30万円を上限とする。

### (助成期間)

第5 助成期間は、同一の活動・事業について原則として1年とする。ただし、配分委員会が特に認めた活動・事業については、3年を限度に継続することができるものとする。

### （応募の方法）

第6 所定の様式による助成要望書に必要な事項を記入し、別に定める期日までに山口県共同募金会各支会に提出する。助成要望書の用紙は、山口県共同募金会各支会に直接請求のこと。

### （選考方法）

第7 助成の決定は配分委員会によって行うこととし、必要に応じ助成要望者に配分委員会への出席を求めることがある。

### （助成金交付）

第8 助成対象となった団体からの交付請求書（所定のもの）に基づき、事業実施時期に配慮し交付する。ただし、機材等の購入の場合は購入後、交付請求書に基づき交付する。

### （助成の明示）

第9 この要領により助成をうけて事業を実施する場合は、次の各号のとおり事業が「赤い羽根募金」の助成を受けて実施する旨を明示しなければならない。

- （1）備品等の購入事業の場合は、本会の送付する「受配ステッカー」を当該備品等に貼付すること。
- （2）啓発行事、講演会等の場合は、資料、チラシ等に助成を受けている旨を明示すること。
- （3）決算書に次の科目を設けること（款、項、目は問わない）

収入の部	「赤い羽根募金助成金」
支出の部	「赤い羽根募金助成事業」

### （報告）

第10 助成を受けたグループ、団体は、実施された事業の成果について報告書（所定のもの）を提出するものとする。また、助成事業の評価のため、必要に応じて報告会への出席を求めることがある。

### （助成金の返還）

第11 申請内容に虚偽があった場合や、助成金の不正な使用、若しくは報告を怠った場合は、決定を取り消し助成金の返還を求めるものとする。